



VOL.62

# トクちゃん新聞

## 4月号

税務調査シーズン到来です！



平成24年4月6日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>

### ● 人の採用

担当: 徳野



人の採用を予定してまして、先日から面接をしています。採用面接というのは、**他の会計事務所について聞かせてもらう貴重な機会**にもなっています。業界全体として、すべての会計事務所経営者が危機感を持っていると思っていたのですが、そういう訳でもなさそうです。**チャンスはまだまだあるぞ！**と再確認させていただきました。



### ● Toka!!

先日、3月28日にToka!!会を実施しました。初開催で至らない点も多々ありましたが、**18名の参加で32の商品・サービス**が等価交換されるという結果になりました。今後も開催したいと思っています！

### ● 母と旅行

毎年春に、**実母・義母と一緒に1泊旅行**に出かけています。今年はちょっと遠出して**富士山**へ6日から2泊で出かけてきます。桜にはちょっと早いかも知れないですが楽しんで来ま〜す！

### ● 寄付

震災後1年経ちました。確定申告業務を通して、多くの方が寄付をされたことを再認識いたしました。私も昨年寄付をいたしました。でも、復興はこれから。出来る範囲で**継続的な支援**をしたいと思っています。

### ◆ 税務情報 消費税増税法案

担当: 福田



消費税増税法案が3月30日に閣議決定されました。このあと今国会に提出されて衆参両院で可決されれば成立という流れになります。ただし、参議院に野党が過半数以上を占めるというねじれ国会をはじめ、法案に反対する勢力の動きが活発化しており、国会での審議は難航すると思われます。今後の動向が非常に注目されます。法案が成立施行されれば消費税率が**平成26年4月1日に8% 平成27年10月1日に10%**へと**2段階で引き上がる**ことになります。

参考までに・・・

**過去** 消費税率3%が5%に引き上げられた時(平成9年4月1日)に**適用された経過措置**で契約日から仕事の完成引き渡しまでに長期間かかる取引について、改正日前後の税率取り扱い。

**平成9年4月1日の半年前 平成8年9月30日以前に契約した工事・製造の請負など**(詳細について規定があります)  
→ 完成引き渡し日が平成9年4月1日以降であっても**売上について旧税率を適用することとされた。**

**次回の改正についても「所要経過措置を設ける」とされている**ため、法案が成立施行されれば経過措置の内容と期間とを確認したいところです。



### ◆ 書籍紹介 10年後に食える仕事 食えない仕事

担当: 杉山



先日担当先の社長とランチを取りながらの会話でこんな質問がありました。「子供の進路を決めるにあたりアドバイスしてやりたいがこれからはどんな職業が良いのだろうか?」。私には即答出来ませんでしたので改めて考ようと思っていた時に偶然にも表題の書籍がありましたので早速購入し読んでみました。著者はグローバル化時代の職業マップとして以下のような4つに区分けされています。

- ①**重力の時代**: 警備員、タクシードライバー等平均賃金が日本より低い中国人、インド人との勝負。
- ②**無国籍ジャングル**: パイロット、財務/経理、国際弁護士等超成果主義の世界。才能も運も必要。
- ③**ジャパンプレミアム**: 公務員、住宅営業、日本料理人等日本人ならではの高いサービスマインド、職人気質、チームワーカー、スピリットを活かす。
- ④**グローカル**(注): 医師、弁護士、記者/編集者、コンサルタント等日本人の強みを活かしつつ、高付加価値スキルで勝負。「士」業など上記の③④に入る職業であれば良さそうですがあくまでも参考です。その時点で良くて10年後20年後はどうなっているのか予測は非常に難しいですね。



書籍名: 10年後に食える仕事 食えない仕事 著者: 渡邊 正裕 出版社: 東洋経済新報社

(注) グローカル化: 全世界を同時に巻き込んでいく流れである「世界普遍化」と地域の特色や特性を考慮していく流れである「地域限定化」の2つの言葉を組み合わせた混成語です。グローカリゼーションと書くこともあります。

## ◆税務スケジュール(4月)

4月	申告・納税	その他
10(火)	・3月分の源泉所得税・住民税の納付	・扶養控除等申告書の内容確認
20(金)	・申告所得税の振替納税日	扶養親族の就職等で給与計算に変更が生じる場合、注意
25(水)	・個人消費税の振替納税日	
5/1(火)	・法人税・消費税の確定申告・納税(2月決算)	・社会保険料納付(3月分) ※3月分保険料より率が変わります ご注意ください!
	・法人税・消費税の予定申告・納税(8月決算)	
	・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(5月・11月決算)	


注意ください!

### 健康保険料・雇用保険料の保険料率に変更されました

平成24年3月(4月納付分)より	現行	改定後
健康保険料率(大阪)	9.56%	10.06%
介護保険料率	1.51%	1.55%

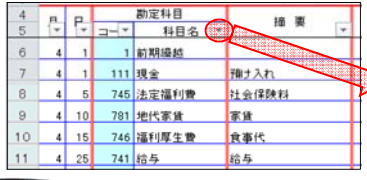
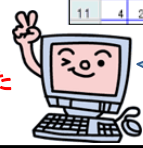
  

雇用保険料率(24.4.1より)	現行	改定後
被保険者負担率	6.0/1000	5.0/1000
事業所負担率	9.5/1000	8.5/1000
合計	15.5/1000	13.5/1000

担当:岡村 


## ◆フィルター(データ抽出) ~Excel~

エクセルには「フィルター」という機能があります。一定のデータを抽出してそのデータだけを表示させるという機能です。「データ」→「フィルター」をクリックすると項目名のセル右側に小さな三角マーク(▽)が出現します。その▽をクリックするとその列に入力されている項目がすべて表示されます。項目名の左にあるチェックマークをクリックすると、**クリックされた項目の行だけが表示**されるようになります。


便利な機能が多いので、できるだけ活用したいですよ

担当:岡村 



## ◆善意に対する国等からの税金の還付「寄附金控除」



担当:池田 

会計事務所最大の繁忙期、所得税の確定申告も無事終了し、次の繁忙期、3月決算法人(5月申告)の申告を睨みながら、しばしホッとしております。平成23年分の所得税確定申告では、東日本大震災に関する義援金、震災関連の寄附をされている方がやはり多くいらっしゃいました。又、震災以外にも公益法人等へ寄附をされる方が、最近増えてきたような気がします。


- こういった寄附金のうち、支払先やその目的によっては「特定寄附金」として、**所得税**では一定の金額を**所得から控除する「寄附金控除」**の制度があります。震災関連、その他の寄附金のうち特定のものは**税額控除**を受けることができるものもあります。
- 住民税**では各地方自治体の指定した支払先やその目的等に該当する特定の寄附金や義援金については、**住民税を安くしてもらえる「個人住民税の寄附金税額控除」**の制度があります。

所得税、市府民税の寄附金控除制度については、会計事務所としてその適用の有無、控除金額の算出については神経を遣うところですが、特に住民税での取り扱いについては複雑で、お客様よりいただいた**領収書、証明書等**を片手に適用洩れのないよう確認作業を行っております。

寄附金、特に東日本大震災に関する義援金、支援金等は本格的復興に向け今後も継続して必要であると言われており、継続した寄附をお考えの方も多いと思います。寄附金で税金の還付を受けることに抵抗がある方もいらっしゃると思いますが、還付金を次の寄附に充てる等計画的、有効的な考え方もあります。是非、「寄附金控除」をご活用ください。


寄附金控除の詳細についてのご確認ご相談は、弊社又は担当者までお気軽にお問い合わせください。

## ◆スタッフより


担当:杉山 

**リレーマラソンに参加してきました**

先月の20日の祭日に大阪城のリレーマラソンに参加してきました。1周2kmを数人で分担して42.195kmのフルマラソンの距離を走りました。毎週日曜日に走っているランニングチームのメンバー以外にスポーツジムのスタッフやメンバーの方の参加もあり総勢約30名となり賑やかでした。私の分担は4周、連続でなく少し休憩が出来るので楽と言えば楽ですがこういった大会は独特の雰囲気があって周囲のムードに釣られていつも以上に頑張ってしまう。足の疲れが取れるのに3~4日かかりましたがとても楽しかったです。こうした大会にでると参加者皆さんがとても元気なのでそうした**“元気”**を一杯もらい明日からのエネルギーになります。夕方は恒例の飲み会でしたがここでも盛りあがって楽しい1日を過ごしてきました。皆さんの職場でもグループで参加されてみては如何ですか?



## ◆税務クイズ

担当:赤松 

- Q1. 現在導入に向けて協議が進められている社会保障・税に関わる番号制度。平成23年6月に決定した国民一人一人に振り当てる共通番号の名称は?
- A. 国民背番号 B. マイナンバー C. 日本国民ID
- Q2. 二酸化炭素の排出抑制や地球温暖化対策の財源確保を目的として、平成23年10月に創設が決まった税は?
- A. 地球温暖化対策のための税(環境税) B. グリーンエコ税 C. 地球守ろう税

A1. **B. マイナンバー**  
一般公募のうえ、有識者会議で話し合い決定したそうです。公募をしていることも知りませんでした・・・。

A2. **A. 地球温暖化対策のための税(環境税)**  
既存の石油製品や液化天然ガス、石炭などの化石燃料に課す石油石炭税に税率を上乗せし、家庭や企業に広く薄く課税し、課税の公正を確保するそうです。